

市第85号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市青葉区民文化センター	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	東急コミュニティー・神奈川県立・横浜市民施設協会共同事業体 代表者 株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 雑賀 克英	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市青葉区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

東急コミュニティー・神奈川共立・横浜市民施設協会共

同事業体の構成員

- 1 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役社長 雑賀克英

- 2 西区岡野二丁目6番6号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 大久保芳一

- 3 青葉区美しが丘五丁目13番地の5

公益社団法人横浜市民施設協会

理事長 松澤孝郎

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）